

する。

- 2.4) Vベルトの張り及びカップリング、Vプーリの芯出しが適正でないものは修正する。またVベルトにひび割れ、めくれ汚れ等があるものは新品に交換する。

1.3 稼働状況の検査

a) 検査方法 常用の使用条件において次の点について検査する。

- 1) 軸封部、ケーシング、連結管及びその附属品取付部における漏えいの有無
- 2) 目視及び聴音棒等による軸受部、ケーシング、連結管等の異常振動及び異常音の有無
- 3) ベアリンググリース、又は潤滑油の品質及び量の適否
- 4) 触覚又は温度計による軸受部、ケーシング、グランド押え、連結管等の温度上昇の有無
- 5) 圧力計による吸出圧と吐入圧の差圧の適否
- 6) 電流計によって測定した電流値の適否

(電流値の測定は、それぞれの事業所が定めるところによって定期に行うほか、必要に応じてその都度行う。)

- 7) 配管のリリーフ弁の作動の適否
- 8) 保護装置の作動の適否

b) 判定及び処置

- 1) 各部に漏えいがなく、また異常振動、異常音、異常熱がなく、かつ吐出圧と吸入圧との差圧が正常なときは合格とする。
- 2) 軸封部、ケーシング、連結管及びその附属品の取付部に漏えいが認められたとき、また異常振動、異常音、異常熱があるときは、稼働を停止してその原因を確かめ、修理、調整するか又は給油する等の処置を行った後、再度稼働状況の検査を行う。再度の稼働状況の検査において、なお漏えいや異常が認められたときは、1.6によって分解点検を行う。
- 3) 吐出圧と吸入圧の差圧が正常でないときは、ストレーナのつまり、配管のリリーフ弁・弁の操作状況等を点検する。

[解説]

稼働状況の検査は当該ポンプの仕様書を参考として行い、検査結果がその仕様書の許容範囲内であるときは合格とし、許容範囲を超えるときは、その原因を調査して対応の処置を行う。

1.4 分解点検の準備* 必携 (第1分冊・JLPA 501 LPガスプラント検査基準の詳解) 1.4参照

1.5 分解点検

a) 分解点検の時期

- 1) ポンプの分解点検は、開放検査時期のほか稼働時間を考慮してその周期を短縮して行う。(第1編表4-3参照)(付参照)

ただし、液中ポンプは、貯槽の開放検査にあわせて行う。

しかし、当該貯槽に重大な欠陥があって、溶接補修を行ったため1年後にその貯槽を開放検査するような場合はこの限りでない。

- 2) ポンプの分解点検は前記1)にかかわらず次の場合に行う。

- 2.1) 外観検査を行い1.1 b) 2) 2.1) (割れ等の欠陥)によって分解点検を行う必要があると判定したとき。